

国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係
☎72-2101(内線322)



令和3年度 国民健康保険税の概要をお知らせします

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やケガをしたときに安心して医療費などの給付を受けられるように、公平に負担をお願いしています。

今月の国保だよりでは、令和3年度の国民健康保険税の算出方法と内容について解説します。

※以下から国民健康保険税を「国保税」と、国民健康保険を「国保」と省略します。

1 国保税の算出方法



の3つから構成されています。介護分は40歳以上65歳未満の方にかかります。

それぞれ所得、資産から割り出した額と、加入者1人にかかる額、世帯ごとにかかる額を合計して年税額が決定します。

令和3年度は以下の表のとおり計算します。

	医療分	支援金分	介護分
所得割 (令和2年の所得に対して計算)	(令和2年の総所得金額等-43万円) × 6.47%(税率)	(令和2年の総所得金額等-43万円) × 1.93%(税率)	(令和2年の総所得金額等-43万円) × 1.87%(税率)
資産割 (令和3年の固定資産税額で計算)	茅野市の令和3年度の固定資産税額 × 13.0%(税率)	茅野市の令和3年度の固定資産税額 × 6.0%(税率)	茅野市の令和3年度の固定資産税額 × 5.7%(税率)
均等割 (固定額)	19,200円 × 世帯内の国保加入者数	7,500円 × 世帯内の国保加入者数	7,700円 × 世帯内の40歳以上65歳未満の国保加入者数
世帯別平等割 (世帯ごと一律)	20,000円	8,600円	6,000円

医療分合計 + 支援金分合計 + 介護分合計 (40歳以上65歳未満のみ)

↓
国民健康保険税の年税額

※年度途中に加入、脱退した場合は加入月数に応じて月割り計算します。

2 国保税の納付

【納税義務者】 **納税義務者は世帯主です。**

世帯主が国保に加入していなくても納付書は世帯主あてに送付します。

【納税通知書】 令和3年度の納税通知書は、6月中旬に世帯主へ送付します。

【支払い回数】 支払いは通常、6月から翌年3月までの計10期です。1期あたりの納付額は、年税額をお支払い回数で割った額です。100円未満の端数は、初回に合算します。

【支払い方法】 現金払いまたは口座振替

現金払いのかたは6月に送付される納付書でお支払いください。

口座振替を希望の方は税務課諸税係(内線192)までお申し出ください。

4 所得の申告について

適正な課税や軽減の判定のために、世帯主およびその世帯に属する国保加入者の前年中の所得の申告が必要です。この申告は国保に加入していない世帯主の申告も必要です。

【所得の申告が必要な方】

茅野市の国保に加入している世帯の世帯主および被保険者(加入者)で、

- 前年中に収入(所得)があった方
- 前年中に収入(所得)がなく、控除対象配偶者や扶養親族になっていない方

【所得の申告が不要な方】

- 所得税の確定申告、市県民税(住民税)の申告をした方
- 給与収入(所得)のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市区町村へ提出された方
- 公的年金以外に収入(所得)が無い場合で、公的年金支払報告書が年金機構等から市区町村へ提出された方
- 他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっている方

5 公的年金からの年金天引き(特別徴収)

下記の要件すべてに該当する世帯は、世帯主の公的年金から天引きにより国保税を納めていただきます。

要件

- 世帯主が国保加入者であり、世帯主の介護保険料が年金から天引きされている
- 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- 天引きの対象となる年金の年額が18万円以上で、国保税と介護保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、1回あたりの年金支給額の2分の1を超えない

対象となる世帯には、あらかじめお知らせします。

なお、口座振替による納付方法へ切り替えることができますので、希望の方はお問い合わせください。

世帯主が75歳に到達する年度は、特別徴収から普通徴収(口座振替または納付書)に切り替わります。

6 加入・脱退の手続き

加入・脱退の手続きは、14日以内の届出が原則です。加入手続きが遅れた場合は、以前加入していた社会保険等の資格を喪失した時点にさかのぼって国保税を算定します。また、お勤め先の社会保険等へ切り替わった場合は、ご本人や同一世帯のご家族による国保脱退の手続きが必要です。詳しくは、高齢者・保険課国保年金係へお問い合わせください。

3 軽減および減免制度について

総所得金額等の合計額が一定額以下

世帯主およびその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が一定額以下の場合、均等割と世帯別平等割を軽減します。

倒産や解雇・雇止め等による
非自発的失業【要申請】

倒産や解雇・雇止め等による非自発的失業により国保へ加入された方のうち、条件に当てはまる場合には、ご本人からの申告により失業者ご本人の前年の給与所得金額を100分の30とみなして国保税を算出します。軽減対象期間は、離職日の属する年度の翌年度までです。

持ち物

ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」、世帯主の方と失業された方のマイナンバー、窓口に来られる方の身分証(マイナンバーカードや運転免許証など)申請先

高齢者・保険課 国保年金係(茅野市役所1階)

国保加入者が75歳に到達

国保加入者が75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、世帯内の国保加入者が1名となった場合には、世帯別平等割の一部を最大8年間軽減します。(特定世帯・特定継続世帯)

後期高齢者医療制度へ移行

社会保険等に加入していた方が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、扶養家族であった方が国保に加入した場合、一定の額を減免します。(旧被扶養者減免)

詳細はお問い合わせください。